

神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例

平成 16 年神奈川県条例第 65 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、神奈川県の区域における犯罪の防止等について、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体による犯罪の防止のための自主的な行動、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備その他の犯罪の発生する機会を減らすための取組を推進し、もって犯罪のない安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

(県の責務)

第 2 条 県は、県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「県民等」という。）並びに市町村と連携し、及び協力して、犯罪（個人の生命、身体又は財産上危害を及ぼす犯罪をいう。以下同じ。）の防止のための自主的な行動、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備その他の犯罪の発生する機会を減らすための取組（以下「安全・安心まちづくり」という。）に関する総合的な施策を実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国及び市町村との連絡調整を緊密に行うものとする。

3 県は、市町村の安全・安心まちづくりに関する施策の実施及び県民等による安全・安心まちづくりに対し、支援を行うよう努めるものとする。

4 県は、県民等の安全・安心まちづくりについての理解が深まるよう広報その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民の責務)

第 3 条 県民は、安全・安心まちづくりについて理解を深め、自ら安全の確保に努めるとともに、安全・安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 県民は、児童、生徒、幼児、高齢者等が危害を受けていると認められる場合又は危害を受けるおそれがある場合と認められる場合には、状況に応じて、警察官への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、安全・安心まちづくりについて理解を深め、事業活動を行うに際しては、自ら安全の確保に努めるとともに、安全・安心まちづくりを推進するよう努めるものとする。

(相互協力)

第 5 条 県及び県民等は、安全・安心まちづくりを推進するため、相互に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 6 条 県は、安全・安心まちづくりを推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 2 章 県民等による安全・安心まちづくりの促進

(推進体制の整備)

第 7 条 県は、県民等及び市町村と連携して、安全・安心まちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、警察署の管轄区域等において、県民等及び市町村と連携して、当該管轄区域等における安全・安心まちづくりを推進するための体制の整備を促進するものとする。

(県民等に対する支援)

第 8 条 県は、安全・安心まちづくりについての県民等の理解を深め、県民等による安全・安心まちづくりを促進するために必要な支援を行うものとする。

(民間の団体に対する支援)

第 9 条 県は、安全・安心まちづくりを推進し、及び推進しようとする

民間の団体並びに安全・安心まちづくりを推進する民間の団体を組織しようとする者に対し、当該民間の団体が適切かつ効果的に安全・安心まちづくりを推進できるよう、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 10 条 県は、県民等が適切かつ効果的に安全・安心まちづくりを推進できるよう、必要な情報の提供を行うものとする。

2 警察署長は、県民等が適切かつ効果的に安全・安心まちづくりを推進できるよう、その管轄区域における犯罪の発生状況その他の必要な情報の提供を行うものとする。

(安全・安心まちづくり旬間)

第 11 条 県民等による適切かつ効果的な安全・安心まちづくりを促進するため、安全・安心まちづくり旬間を設ける。

2 安全・安心まちづくり旬間は、10 月 11 日から同月 20 日までとする。

3 県は、安全・安心まちづくり旬間には、その趣旨にふさわしい活動を実施するものとする。

(顕彰)

第 12 条 県は、安全・安心まちづくりの推進に特に功績があったと認められるもの又は優良な事例の顕彰に努めるものとする。

第 3 章 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備

第 1 節 住宅の防犯性の向上

(犯罪の防止に配慮した住宅の普及)

第 13 条 県は、犯罪の防止に配慮した構造若しくは設備を有し、又は犯罪の防止に配慮した管理を行う住宅の普及に努めるものとする。

2 県は、住宅を建築しようとする者、住宅を所有し、又は管理する者、住宅に居住する者等に対し、住宅の防犯性の向上のために必要な情報の提供、技術的助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(住宅に関する指針の策定)

第 14 条 知事は、公安委員会と協議して、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備又は管理方法に関する防犯上の指針を定めるものとする。

(建築事業者、所有者等の努力義務)

第 15 条 住宅を建築しようとする事業者、共同住宅を建築しようとする者及び共同住宅を所有し、又は管理する者は、前条に規定する防犯上の指針に基づき、当該住宅について、犯罪の防止に配慮した構造若しくは設備を有し、又は犯罪の防止に配慮した管理を行うものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(共同住宅建築時の努力義務)

第 16 条 共同住宅を建築しようとする者は、第 14 条に定める指針に基づき防犯上の措置を講じようとするときは、あらかじめ、当該共同住宅の建築予定地を管轄する警察署長に防犯上の意見を求めるよう努めるものとする。

2 前項の規定により意見を求められた警察署長は、犯罪の防止に配慮した設備の設置その他の犯罪の防止に資する措置に関して、必要な情報の提供及び技術的助言を行うものとする。

第 2 節 道路、公園等の防犯性の向上

(犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及)

第 17 条 県は、犯罪の防止に配慮した構造若しくは設備を有し、又は犯罪の防止に配慮した管理を行う道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の普及に努めるものとする。

(道路、公園等に関する指針の策定)

第 18 条 知事は、公安委員会と協議して、道路、公園、自動車駐車

場及び自転車駐車場について、犯罪の防止に配慮した構造、設備又は管理方法に関する防犯上の指針を定めるものとする。

(自動車駐車場及び自転車駐車場の設置者等の努力義務)

第 19 条 自動車駐車場又は自転車駐車場を設置し、又は管理する者は、前条に規定する防犯上の指針に基づき、当該自動車駐車場又は自転車駐車場について、犯罪の防止に配慮した構造若しくは設備を有し、又は犯罪の防止に配慮した管理を行うものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 節 商業施設等の防犯性の向上

(犯罪の防止に配慮した店舗等に関する指針の策定)

第 20 条 公安委員会は、銀行、日本郵便株式会社、信用金庫、労働金庫、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及び貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 2 項に規定する貸金業者(以下「金融機関」という。)の店舗その他の施設並びに深夜(午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。)において営業する商業施設で公安委員会規則で定めるもの(以下「深夜商業施設」という。)について、犯罪の防止に配慮した構造、設備又は管理方法に関する防犯上の指針を定めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した店舗等の整備)

第 21 条 金融機関の店舗その他の施設及び深夜商業施設(以下「金融機関店舗等」という。)において事業を営む者は、前条に規定する防犯上の指針に基づき、犯罪の防止に配慮した構造若しくは設備を有し、又は犯罪の防止に配慮した管理を行う店舗の整備に努めるものとする。

(事業者、管理者等に対する情報の提供等)

第 22 条 警察署長は、その管轄区域において、金融機関店舗等を開設しようとする者、金融機関店舗等を管理する者等に対し、当該金融機関店舗等の防犯性の向上のために必要な情報の提供、技術的助言その他必要な措置を講ずるものとする。

第 4 節 繁華街の防犯性の向上

(繁華街の防犯性の向上)

第 23 条 飲食店、小売店舗その他の店舗の集積する区域(以下「繁華街」という。)において施設を所有し、若しくは管理する者、若しくは事業を行う者又はこれらの者の組織する民間の団体、当該繁華街の所在する区域を管轄する警察署長及び安全・安心まちづくりを推進する県民等は、相互に協力して、当該繁華街における犯罪の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 5 節 自動車等の防犯性の向上

(自動車等の販売業者による犯罪防止のための努力義務)

第 24 条 自動車、原動機付自転車及び自転車(以下「自動車等」という。)の販売を業とする者は、その販売に際し、自動車等に対する犯罪を防止するための日常の管理方法、犯罪の防止に配慮した機器の必要性等についての情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自動車等の販売業者に対する情報の提供等)

第 25 条 県は、自動車等の販売を業とする者に対し、自動車等に係る犯罪の防止のために必要な情報の提供、技術的助言その他必要な措置を講ずるものとする。

第 4 章 学校等における児童等の安全の確保等

(安全教育的充実)

第 26 条 県は、児童、生徒、幼児等(以下「児童等」という。)及び児童等の保護者に対し、児童等が犯罪に遭わないようにするための教育を充実し、又は情報の提供を行うよう努めるものとする。

(児童等の健全育成)

第 27 条 県は、学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。))、同法第 124 条に規定する専修学校の高等課程及び同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校で主として外国人の児童等に対して学校教育に類する教育を行うものをい

う。)児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設及びこれに類する施設(以下これらを「学校等」という。))、家庭並びに地域社会と連携して、児童等の規範意識を向上させ、児童等が社会の一員として健全な生活を営むことができるように、その育成に努めるものとする。

(児童等の安全の確保のための指針の策定)

第 28 条 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、学校等における児童等の安全の確保のための指針を定めるものとする。

(学校等における児童等の安全の確保)

第 29 条 学校等を設置し、又は管理する者(以下「学校等の設置者等」という。)は、前条に規定する児童等の安全の確保のための指針に基づき、当該学校等の施設内において、児童等の安全を確保するよう努めるものとする。

2 県立の学校等の管理者は、必要があると認めるときは、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、児童等の保護者、安全・安心まちづくりを推進する県民等の参加を求めて、当該学校等における安全対策を推進するための体制を整備し、児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、県立の学校等以外の学校等の設置者等に対し、当該学校等における安全対策の実施について、必要な情報の提供、技術的助言その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通学路等における児童等の安全の確保)

第 30 条 児童等が学校等に通うために通行する道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等(以下「通学路等」という。)の管理者、地域住民、児童等の保護者、学校等の管理者並びに通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、安全・安心まちづくりを推進する県民等と連携して、当該通学路等における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 5 章 特定の犯罪が多発した場合等における措置

(犯罪防止特別宣言)

第 31 条 知事は、公安委員会と協議して、特定の犯罪が多発した場合その他犯罪の発生の防止のため特に必要があると認める場合は、県民等が犯罪の防止に特に留意する必要がある旨の犯罪防止特別宣言をすることができる。

2 県は、前項の犯罪防止特別宣言があったときは、県民等に対し、当該犯罪の発生の防止のために必要な情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、公安委員会と協議して、第 1 項の規定による犯罪防止特別宣言の必要がなくなったと認めるときは、当該犯罪防止特別宣言を解除するものとする。

(その他の指針)

第 32 条 知事、教育委員会又は公安委員会は、特定の施設における犯罪の発生の防止のため特に必要があると認めるときは、所掌事務に応じて協議して、第 14 条、第 18 条、第 20 条及び第 28 条に規定する指針のほか、特定の施設について、犯罪の防止に配慮した構造、設備又は管理方法に関する防犯上の指針を定めることができる。

第 6 章 雑則

(指針の公表)

第 33 条 知事、教育委員会又は公安委員会は、第 14 条、第 18 条、第 20 条、第 28 条若しくは前条に規定する指針を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

附 則

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成 18 年 2 月 7 日条例第 2 号)

この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 1 日条例第 32 号）

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 11 月 22 日条例第 60 号）

この条例は、平成 19 年 12 月 19 日から施行する。

附 則（平成 20 年 1 月 25 日条例第 1 号）

この条例は、交付の日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 22 日条例第 40 号）

この条例は、交付の日から施行する。

附 則（平成 20 年 8 月 29 日条例第 43 号）

この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 27 日条例第 3 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 4 日条例第 44 号）

この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。